

令和8年6月25日提案

令和8年第5回琴浦町議会臨時会

琴 浦 町

町長提出議案

議案第 90 号	琴浦町都市公園条例の一部改正について……………	90
----------	-------------------------	----

議案第90号

琴浦町都市公園条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町都市公園条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和8年6月25日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和8年 月 日

琴浦町議会議長 前田智章

令和8年琴浦町条例第 号

琴浦町都市公園条例の一部を改正する条例

琴浦町都市公園条例(平成16年琴浦町条例第174号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表第3(第16条関係)						別表第3(第16条関係)					
区分	金額					区分	金額				
	単位		使用料	電灯料	単位			使用料	電灯料		
略						略					
琴浦町サッカー場	1時間	町内者	全面	2,200円	全灯1,800円、半灯900円	琴浦町サッカー場	1時間	町内者		660円	
			半面	1,100円	全灯900円、半灯450円						
		町外者	全面	4,400円	全灯3,600円、半灯1,800円			町外者		1,320円	

				00円					
		半 面	2,2 00 円	全灯 1,800 円、半 灯 900 円					
備考 略					備考 略				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。